

地下鉄短信(第27号)

平成24年7月19日発行

編集 (社)日本地下鉄協会広報部 責任者 向田正博
電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187

記事 ○ 平成25年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動について (1)

○ 平成25年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動について

国の平成25年度予算に係る概算要求を控え、当協会として「平成25年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、7月19日(木)11時30分から国会内の控室で、会長である仙台市長(代理:木村建設本部長)及び当協会理事長武林郁二から、与党「民主党」に対し説明いたしました。民主党企業団体委員会委員長代理 若井康彦氏に要望書を手渡し、要望事項に沿って説明いたしました。

当協会といたしましては、国の平成25年度予算に係る概算要求を控え、5月に開催した「国との意見交換会」でのご要望等を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後7月下旬～8月初旬にかけて、政府(国土交通省及び総務省)に対し協会の役員とともに、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、添付のとおりです。

①平成25年度予算に関する要望書の提出



②要望事項の説明



(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成 25 年度予算)

平成 24 年 7 月

社団法人 日本地下鉄協会

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、大都市における基幹的交通手段として、安全で快適な輸送サービスを提供し、国民生活の利便性の向上と安全・安心を確保するとともに、併せて、道路混雑の緩和と CO₂ の排出削減にも資するものであります。

しかしながら、その整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、そのため、開業後も、その経営は極めて厳しいものがあります。

つきましては、地下鉄の一層の整備と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成 25 年度予算等において、次の措置を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項 一 覧

	頁
I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充……	1
II. 低炭素社会の実現に向けての地下高速鉄道事業における 節電対策等に係る財政措置の充実……	3
III. 企業債の資金及び発行条件の改善等……	3
IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置……	4
V. 地方公営企業会計制度の改革……	4

I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの主軸であり、その着実な整備を図るため、予算の重点配分により、補助金の所要額を確保すること。
2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、次の事項の実現を図ること。
 - ① 次の鉄道施設の整備について、補助金の所要額を確保すること。
 - a 新線整備及び既設線の延伸
(仙台市東西線の新設、福岡市七隈線の延伸)
 - b 運行遅延の防止と混雑緩和のための駅の大規模改良
(東京メトロ小竹向原駅、都営地下鉄勝どき駅)
 - c ホームドア(転落防止柵)や内方線付き点状ブロックなどの新設、増設
(転落防止対策の推進)
 - d 高齢者や障害者のためのエレベーター等の新設、増設
(バリアフリー化の推進)
 - ② ホームドア等の整備に伴い車両に定位置停止装置等を装備するための車両の改修、新造についても補助対象とす

るなど、補助制度の拡充を図ること。

③ 鉄道施設の長寿命化を目的とした改修及び老朽化等に伴うトンネル、車両、信号保安装置などの大規模改修や更新に対し、所要の補助制度を設けること。

④ トンネルや駅、高架橋の耐震性の強化、保安装置や車両の改良など施設の防災・安全対策について、所要の財政措置を講ずること。

⑤ 補助金の10%削減を見直すこと。

3. 公営地下高速鉄道事業の特例措置について、次の事項の実現を図ること。

① 現行特例債制度(平成15～24年度)により発行の特例債に対し、引き続き、所要の財政措置を講ずること。

② 特例債の発行対象を拡大する新たな特例債制度を確立するとともに、所要の財政措置を講ずること。

4. 地下鉄事業経営健全化対策については、一般会計出資債に対する財政措置を講ずること。

Ⅱ. 低炭素社会の実現に向けての地下高速鉄道事業における節電対策等に係る財政措置の充実

電車、駅舎等の電力消費効率の改善に資する設備の新設、改良について、所要の財政措置を講ずること。

Ⅲ. 企業債の資金及び発行条件の改善等

1. 交通事業の経営基盤の整備及び事業の安定化のため、高金利で借り入れた公的資金の補償金なしの繰上償還及び借換えについて、対象となる企業債をすべて繰上償還又は借換えできるようにする等、認定要件の緩和等による公債費負担の軽減対策を更に拡充するとともに、恒久的な制度とすること。
2. 鉄道事業に係る企業債の償還年限や施設の耐用年数については、実績等に基づき延長するなど適正化を図ること。
3. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債に係る発行限度額及び許可要件の緩和を図るとともに、資金区分が選択できるようにするほか、利払いについても所要の財政措置を講ずること。

IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

都市基盤施設としての機能を果たしている交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金が増大しているため、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。

V. 地方公営企業会計制度の改革

地方公営企業の会計制度改革の実施にあたっては、制度移行に係る事務を円滑に進めるため、具体的な内容について、迅速かつ適切な情報提供を行うとともに、引き続き、システム改修等に対する必要な財政措置を実施すること。